

京都大学における全学共通教育の実施に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (機構長) 第13条 高等教育研究開発推進機構(以下「機構」という。)に、機構長を置く。 2 機構長は、本学の専任の教授のうちから、総長が教育研究評議会の承認を得て、<u>委嘱</u>する。 3 機構長の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。</u>  4 機構長は、機構の所務を掌理するとともに、全学共通教育の責任者として、全学共通教育の企画、運営、実施及び評価を統括し、その責任を負う。 (後 略)</p>	<p>(機構長) 第13条 (同 左) 2 機構長は、本学の<u>副学長又は専任の教授のうちから</u>、総長が教育研究評議会の承認を得て、<u>指名</u>する。 3 機構長の任期は、<u>2年の範囲内で総長が定める。ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。</u> 4 <u>機構長は、再任されることがある。</u> 5 (同 左)  附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p>